

令和6年9月27日

各 都道府県・市町村・特別区 母子保健主管部（局）
各 都道府県・市町村・特別区 保育主管部（局） 御中
各 都道府県・指定都市 教育委員会就学事務担当

こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

低出生体重児に関する支援や制度等について

平素より、こども・子育て支援施策及び教育施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

低出生体重児向けの手帳の作成等に活用可能な事業を始めとした、低出生体重児に関する支援や制度の一部について、その認知度が低く、活用が進んでいないとの指摘があることから、下記のとおり、支援や制度等を整理したため、周知を行います。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 低出生体重児向けの手帳の作成等の補助

低出生体重児向けの手帳については、多くの都道府県において独自に作成いただいている状況であると承知しております。母子保健対策強化事業（母子保健衛生費国庫補助金）において、都道府県が低出生体重児向けの手帳の作成等のために協議会を設置し、手帳の作成や普及啓発等を行った場合には、国庫補助の対象とすることが可能です。

なお、こども家庭庁においては、令和5年度に低出生体重児に関する内容を含む保護者向けの情報提供コンテンツをホームページにおいて作成したほか、令和4年度には厚生労働科学研究において低出生体重児向けの手帳にご活用いただける低出生体重児の成長発育曲線を作成しております。

2. 低出生体重児支援のための専門職への研修費用の補助等

母子保健対策強化事業（母子保健衛生費国庫補助金）において、都道府県が協議会を設置し、医療機関従事者等に対する研修会を実施した場合には、国庫補助の対象とすることが可能です。

このほか、妊娠・出産包括支援推進事業（母子保健衛生費国庫補助金）において、低出生体重児を含む妊産婦やその家族への支援を行う行政の保健師等の専門職への研修を可能としており、これらに係る経費については国庫補助の対象となります。

また、平成 30 年に作成された「低出生体重児保健指導マニュアル」においては、低出生体重児の発育・発達等の特徴や、母親の心理等を含む内容が含まれております。地域の保健師を主な対象として作成されたものですが、それ以外の職種においてもご利用いただけます。

3. 就学時の対応

低出生体重児の就学に当たっては、様々な不安を抱える保護者もおられると承知しています。学校教育法第 18 条においては、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村教育委員会は就学義務を猶予又は免除することができることが規定されており、就学を控えたこどもの状況によっては、医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えた保護者からの願い出を踏まえ、保護者の就学義務を猶予・免除することが適当と判断される場合もあります。

母子保健主管部局・保育主管部局におかれては、就学に当たって不安を抱えている保護者を把握した場合には、状況に応じて市町村教育委員会において対応している就学相談をご案内いただくなど、市町村教育委員会と連携しながら、保護者の不安の解消に向けた各支援等について情報提供いただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれては、幼稚園、認定こども園、保育所等の関係機関との連携等を図りつつ、学校見学なども含め、就学に当たって不安を抱えている保護者への十分な情報の提供に加え、保護者からの相談に適切に対応いただくようお願いいたします。個々のケースにおいて実際に就学義務の猶予又は免除を行うかどうかについては、教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、また、こども本人や保護者の意向を十分に考慮した上で、適切にご判断いただき、一人一人のこどもの状況に応じた就学事務を適切に遂行いただくようお願いいたします。

(参考)

○低出生体重児・多胎・外国の方向けの情報

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/?themes%5B%5D=%E4%BD%8E%E5%87%BA%E7%94%9F%E4%BD%93%E9%87%8D%E5%85%90%E3%83%BB%E5%A4%9A%E8%83%8E%E3%83%BB%E5%A4%96%E5%9B%BD%E3%81%AE%E6%96%B9%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%AE%E6%83%85%E5%A0%B1>

○低出生体重児の成長・発達やサポートなど

<https://mchbook.cfa.go.jp/column/column6.php>

○就学事務Q & A 「1. 就学義務の猶予又は免除について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422228.htm

(照会先)

【1, 2について】

こども家庭庁成育局母子保健課

TEL : 03-6862-0413

E-mail : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

【3について】

文部科学省

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

義務教育改革係

TEL : 03-5253-4111 (内線 3923)

E-mail : syokyo@mext.go.jp